覚　　書

藤岡市（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、以下の記載の事項において合意した。

記

１．乙が保健衛生上、重大な過失によって食中毒を発生させた場合、被害者への損害賠償は乙の負担とする。

２．施設及び附帯設備を乙の瑕疵により毀損・汚損・紛失した場合、甲は乙に対して損害賠償請求できる。

以上

以上、本覚書締結の証として、本書二通を作成し、甲乙各自署名捺印のうえ各一通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）

　住　所　藤岡市中栗須327

　氏　名　藤岡市長　新井　雅博　　印

（乙）

　住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　印